

国立研究開発法人国立環境研究所知的財産ポリシー

平成24年10月1日

平成27年4月1日改正

平成29年7月3日改正

平成31年2月19日改正

1. 基本的な考え方

国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「研究所」という。）においては、研究成果の活用促進の一環として、知的財産について、財務の効率化及び権利化後の実施の可能性を重視して、研究所が保有する特許権等を精選し活用を図ることとしている。本知的財産ポリシーは、特許権等の精選・活用を含む研究所における知的財産の管理・活用に係る各種の制度の基本となる考え方を示すものである。

研究所は、国内外の環境研究の中核的機関として学際的かつ総合的に活動し多くの研究成果を生み出してきており、それらの多くは論文や学会発表をはじめとした幅広い成果普及活動や各種基準・ガイドライン等への反映などによる環境政策への貢献を通じて社会への還元が図られてきた。研究所は、こうした知の創出と社会還元に対して引き続き力を入れていく。

同時に、研究成果の中には、多くの新技術等に発展する可能性が高く当該技術等の権利化によりさらなる研究開発が促され有用な知的財産の創出が期待されるものや、研究所以外の者が権利化することにより当該技術等の広範な普及が妨げられる可能性がある場合も考えられる。そこで、研究成果を権利化することが、将来の技術等の発展や普及に有用と考えられる場合などには、機関一元管理の原則の下、研究所が特許権等の取得により権利化を行い、知的財産として適切に管理し、その有効活用を図ることとする。

2. 管理・活用を図る知的財産の範囲

研究所が管理・活用を図る知的財産は、発明、考案、意匠、植物の新品種、著作物（プログラム及びデータベース）、商標、ノウハウ及び成果有体物とする。

3. 知的財産の取扱い

- (1) 役職員等（役職員、任期付職員及び契約職員）は、研究所の資金、施設・設備等を用いて行った研究の結果として知的財産（上記2. で定める知的財産をいう。以下同じ。）を創出したときは、その旨を速やかに研究所に届け出る。
- (2) 研究所は、知的財産のうちの発明について、当該発明が職務発明（※）であるか否かの判断を行う。研究所が職務発明と認定した当該発明に係る権利は、その発生時か

ら研究所に帰属する。

(3) 職務発明に関し、研究所は出願の要否、審査請求の要否及び査定後における維持の要否の判断を行う。その際、当該発明の産業上の利用可能性、新規性、進歩性という基本的な要件に加え、社会への貢献度、権利化費用等を十分に考慮する。なお、研究所が権利化をしない、又は維持しないと判断したときは、当該発明は届け出をした役職員等に返還される。

(4) 考案及び意匠についても、上記(2)及び(3)と同様に取り扱う。

(5) 植物の新品種、著作物(プログラム及びデータベース)、商標、ノウハウ及び成果有体物については、それぞれの権利の性質に留意した取扱いを行う。

4. 知的財産の社会還元に向けた取組

環境研究技術の公共性の高さに鑑み、研究所及び知的財産を創出した役職員等は、当該知的財産の活用を推進する。

また、創出された知的財産に関わる全ての者は、当該知的財産について適切に秘密を保持する。

5. 共同研究に伴う知的財産

共同研究を行う場合には、適切な共同研究契約の締結等により、成果の権利化及び実施化に係る役割分担を明確にする。

6. 知的財産審査会

職務発明の認定等、知的財産に関する事項について調査、審議するために、研究所に知的財産審査会を置く。

※役職員等が創出した発明であって、その内容が国立研究開発法人国立環境研究所法(平成11年法律第216号)第11条に規定する業務の範囲に属し、かつ、当該発明を創出するに至った行為が研究所における当該役職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。